(仮称) 草深こじか第二保育園新築工事 (建築) の制限付き一般競争入札の実施について

(仮称) 草深こじか第二保育園新築工事(建築) にあたり、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月12日 社会福祉法人 鹿鳴福祉会 理事長 大澤 成行

1 事業名称

- (1) 工事名 (仮称)草深こじか第二保育園新築工事(建築)
- (2) 工事場所千葉県印西市草深2496番4の一部、2496番12、2497番16の一部、2497番17の一部
- (3) 工事期限 令和2年2月20日まで
- (4) 工事概要 保育園 木造 2階建て 地下なし延床面積:1061.53㎡の建設に伴う建築工事一式
- (5) 変動型最低制限価格を設定する。

2 入札参加条件

本入札は、原則印西市入札約款に基づき行われるものとする。本事業の入札参加を希望する場合の応募資格要件は、次のとおりである。

- (1) この事業の公告日現在において、平成30・31年度印西市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、特定建設業許可を受け、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該工事の公告から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適 用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は、民事再生法の適用 を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生開始決定がされていない者、及び警察当局から、暴力団員が 実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、 当該状態が継続している者は参加することができないものとする。
- (3) 印西市の資格者名簿に建築一式工事で登載されている者のうち、申請日直前に受けた経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点 (P) が800点以上の者であること。
- (4) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士又は一級建築施工管理技師の資格を有する者で、かつ、監理 技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者であること。なお、恒常的な雇用関係とは当該工 事の入札参加資格申請時以前に3ケ月以上の雇用関係にあることをいう。
- (5) 過去10年間において、工事が完了し引き渡しが済んだ同種施設の新築工事、増築工事、改築工事その他これに準ずる工事を元請として、施工した実績のある者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績の場合は、代表者であること。同種施設とは、保育園、認定こども園、学童保育、幼稚園、小学校、その他児童育成施設等のうち、木造その他これに準ずるもので、延床面積500 ㎡以上のものとする。

3 応募調書資料の提出等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 受付期間:公告日から令和元年7月22日(月)午後1時まで
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
- (3) 提出書類 2部
 - ①制限付き一般競争入札参加資格等確認申請書
 - ②会社案内·会社経歴書
 - ③建設業の許可の写し
 - ④経営事項審査結果通知書の写し(直近のもの)
 - ⑤同種・同規模工事(保育園、認定こども園、学童保育、幼稚園、小学校、その他児童育成施設等のうち木造その他これに準ずるもので延床面積500㎡以上のもの)の施工実績がわかる契約書・設計図書の写し。 (工事名、請負金額、発注者、請負者、延床面積、工期等を確認できる部分のみでよい)
 - ⑥配置予定技術者の経歴及び監理技術者講習修了証の写し等

※提出された入札参加資格確認申請書、確認資料及びその他資料の返却はいたしません。

- (4) 提出方法:郵送又は持参(事前連絡必須) ※締切日午後1時必着
- (5) 提出・問合先: 社会福祉法人鹿鳴福祉会(草深こじか第二保育園・こじかKIDSクラブ開園準備室)

担当:中村

〒270-1337 千葉県印西市草深2496-10 電話:0476-36-5161

※来訪前に、必ず電話連絡を行うこと。電話連絡なき時は、対応をお断りする場合があります。 ※資格があると確認できた者で、入札期日において前記要件を満せなくなった者は入札の参加資格を有しない。

4 入札参加資格確認審査結果通知及び設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)縦覧又は貸出を次のとおり行う。ただし入札約款は配布するものとする。

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には設計図書一式及び入札書関係書式 (CD-ROM) を郵送により 配布・貸出をする。配布・貸出は無料とする。
- (3) 現場説明会は行わないものとする。
- (4) 配布した設計図書一式 (CD-ROM) は入札日に持参し、返却するものとする。
- (5) 設計図書等の配布日は令和元年7月22日(月)とする。
- (6) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
 - ①入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
 - ②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - ③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
 - ④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
 - ⑤明らかに談合によると認められるとき。
 - ⑥入札参加資格申請に必要な要件を具備していないとき。

5 質問及び回答

- (1) 質疑提出期限:令和元年7月26日(金)午後3時まで
- (2) 質疑提出先:ライトハウス一級建築士事務所 担当:山崎
- (3) 質疑提出方法:電子メールによる (E-mail:wrighthouse@catv296.ne.jp)

- (4) 応答日: 令和元年7月29日(月) 午後4時
- (5) 応答方法:全社に電子メールにて送信
- 6 入札・開札について
- (1) 入札日時 令和元年8月7日(水)午後1時00分より
- (3) 入札方法 印西市入札約款のとおり
- (4) 入札回数 2回
- (5) 開札日時及び場所 (1) 及び(2) のとおりとする。

7 落札者の決定

- (1) 印西市変動型最低制限価格制度試行実施要領に基づき、落札者を決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、その場において直ちに再度の入札を行う。(再度入札は1回まで)

8 入札金額内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した入札金額内訳書を提出すること。 なお、提出しない場合の入札は無効とする。
- (2) 入札金額内訳書の書式は任意とするが、設計図書等の縦覧時に配布する書式に準じて作成すること。
- (3) 提出された入札金額内訳書は、返却しない。

9 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

10 契約方法等

- (1) 契約金額は入札書に記載した金額に消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 様式契約に関する細目は民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (3) 契約保証金の供託又は、工事履行保証保険の証書を提出すること。工事完成保証人制度は採用しない。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 支払条件 ●着工時:5% ●上棟時:30% ●補助金入金後:残金
- (6) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- (7) 契約書の作成は落札者が行うものとする。
- (8) なお、落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

11 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。 なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、印西市入札約款及び配布書類を熟読し、入札に参加すること。

- (6) やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を延期することがある。
- (7)提出された申請書等は返却しない。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び同法施行令(平成13年政令第34号)等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (8) 落札者は、すみやかに配置技術者(変更)届出書を作成し、事業主に提出すること。また、配置技術者の届出後当該工事が竣工するまでの間に配置技術者の変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
- (9) 落札者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、当該落札者と契約を締結しないことがある。
- (10) 入札関係書類及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (11) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等について異議を申し立てることはできない。

以上